

●香川県警察本部告示第11号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月23日

香川県警察本部長 今井宗雄

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略 (7) 駐在制 駐在所の施設に居住し、別に指定された週休日を除き、毎日一定時間おおむね昼間に行う勤務をいう。 (8) 略</p> <p>(制服の着用等) 第8条 略 2 略 3 警ら用無線自動車には、車体の両側部及び後部に「香川県警察」の文字を黒字で表示し、その車体の塗色は、上部を白色、下部を黒色とする。 4 略 5 警察用船舶には、船首両端及び船尾に当該船舶の名称を、船体両側部に「香川県警察」又は「香川県警察本部」の文字を表示するとともに、船尾旗竿には、水上警察旗制式（昭和31年国家公安委員会告示第1号）に規定する水上警察旗を掲げるものとする。</p> <p>(勤務制) 第13条 略</p> <p>(1) 交番勤務 交替制又は日勤制 (2)～(8) 略 (9) 自動車警ら班勤務 交替制又は日勤制 (10)～(14) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 駐在制 <u>交番又は駐在所</u>の施設に居住し、別に指定された週休日を除き、毎日一定時間おおむね昼間に行う勤務をいう。 (8) 略</p> <p>(制服の着用等) 第8条 略 2 略 3 警ら用無線自動車には、車体の両側部及び後部に「<u>香川県警</u>」の文字を黒字で表示し、その車体の塗色は、上部を白色、下部を黒色とする。 4 略 5 警察用船舶には、船首両端及び船尾に当該船舶の名称を<u>白字</u>で、船体両側部に「<u>香川県警</u>」の文字を黒字で表示し、その船体の塗色は、<u>ねずみ色</u>とするとともに、船尾旗竿には、水上警察旗制式（昭和31年国家公安委員会告示第1号）に規定する水上警察旗を掲げるものとする。</p> <p>(勤務制) 第13条 地域警察官の勤務制は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。 (1) 交番勤務 交替制、<u>日勤制又は駐在制</u> (2)～(8) 略 (9) 自動車警ら班勤務 交替制 (10)～(14) 略</p>

(勤務制の方式)

第14条 略

(1) 略

(2) 交番勤務、署所在地勤務、警備派出所勤務、直轄警ら隊勤務、自動車警ら隊勤務、自動車警ら班勤務、鉄道警察隊勤務、水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務における日勤制は、毎日勤務とする。

(3)・(4) 略

(交番所長)

第24条 略

2 略

3 交替制の交番には、原則として、日勤制の交番所長を置くものとする。

(班長)

第26条 略

2 班長は、原則として、地域警察幹部のうちから指定するものとする。

(移動交番車)

第32条 移動交番車は、香川県警察本部生活安全部地域課に置く。

2 移動交番車勤務の地域警察官は、原則として、警察署、交番又は駐在所から遠距離にある地域において、第6条第1項第4号に定める勤務を行うものとする。

3 香川県警察本部生活安全部地域課長は、第3条の任務を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、勤務場所又は勤務方法の変更を行うことができる。

(統合運用)

第33条 略

(勤務制の方式)

第14条 前条の勤務制の方式は、次に定めるところによるものとする。

(1) 略

(2) 交番勤務、署所在地勤務、警備派出所勤務、直轄警ら隊勤務、自動車警ら隊勤務、鉄道警察隊勤務、水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務における日勤制は、毎日勤務とする。

(3)・(4) 略

(交番所長)

第24条 略

2 略

3 交替制の交番には、原則として、日勤制の交番所長を置くものとする。この場合において、当該交番所長は、おおむね1週間に1回程度、当番勤務に従事するものとする。

4 駐在制の交番には、原則として、駐在制の交番所長を置くものとする。

(班長)

第26条 略

2 班長は、地域警察幹部のうちから指定するものとする。ただし、地域警察幹部が配置されていない場合は、巡査長のうちから適任者を指定するものとする。

(移動交番車)

第32条 移動交番車は、香川県高松北警察署、香川県高松南警察署及び香川県坂出警察署に配置するものとする。

2 前項に規定する警察署の警察署長は、管内の団地その他人口増加の著しい地域等において必要がある場合には、移動交番車により交番又は駐在所の活動を補うものとする。

3 第28条第3項及び第4項の規定は移動交番車勤務の在所について、第29条第1項及び第3項の規定は移動交番車勤務の警らについて準用する。この場合において、同条第1項中「所管区」とあるのは、「団地その他人口増加の著しい地域等」と読み替えるものとする。

(統合運用)

第33条 略

2 略

3 前項の規定により統括責任者の置かれた交番、署所在地又は駐在所以外の当該ブロックにおける交番には、第24条第3項の規定にかかわらず、交番所長を置かないことができる。

(直轄警ら隊)

第38条 直轄警ら隊は、香川県高松北警察署及び香川県高松南警察署に置く。

2・3 略

2 略

3 前項の規定により統括責任者の置かれた交番、署所在地又は駐在所以外の当該ブロックにおける交番には、第24条第3項及び第4項の規定にかかわらず、交番所長を置かないことができる。

(直轄警ら隊)

第38条 直轄警ら隊は、香川県高松北警察署、香川県高松南警察署及び香川県丸亀警察署に置く。

2・3 略

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。